

議事事務局告示第一号

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県議会議長 林 正 夫

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程（昭和四十八年十月一日制定）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。